

岩手県告示第 636 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成 21 年 7 月 31 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 路線名 上斗米金田一線
- 2 供用開始の区間 二戸市金田一字雨滝 33 番 1 地先から 44 番 2 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成 21 年 8 月 5 日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 二戸地方振興局土木部
 - (2) 期間 平成 21 年 7 月 31 日から同年 8 月 31 日まで